

高齢者虐待防止ネットワーク会議が設置されました

町では、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び家族等に支援を行うために、行政・関係機関・地域団体のネットワークとして、「白岡町高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置いたしました。このネットワークでは、虐待を未然に防ぐシステムづくりを進め、個別の虐待ケースに対応していきます。

町民の皆さんもこのネットワークの一員です。虐待の防止・早期発見のために、自分たちの地域で気になる家庭があったら、相談窓口の声掛けてください。

こんなことが高齢者虐待にあたります

身体的虐待	・たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど ・ベットに縛りつけたり、意図的にリスクを過剰に与えるなど
心理的虐待	・暴言・脅迫、どなる、ののしる。侮辱を込めて子どものように扱うなど ・排泄の失敗などをあざ笑ったりして辱めるなど
性的虐待	・不必要に性器を触る・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
介護や世話の放棄	・入浴や排泄などの世話をしない ・水分や食事をじゅうぶんに与えないなど ・介護サービス、医療サービスを利用させないなど
経済的虐待	・必要な金銭を渡さない、使わせない ・無断で不動産などを売却するなど ・年金や預貯金などを取り上げて使用するなど

高齢者の虐待に気づいたら

虐待に気づいたかたは町・地域包括支援センターに相談してください。特に、生命や身体に重大な危険がある場合、通報は義務とされます。また、虐待を受けている高齢者本人も届出ができます。

通報後、町・地域包括支援センター職員が立ち入り調査などを行い、必要な場合は高齢者を保護します。

高齢者虐待に関する調査では、介護や世話をしている半数以上の人が虐待の自覚がなく、虐待を受けている高齢者の約8割が認知症という結果が出ています。

施設などで虐待に気づいたら

施設などの職員が虐待に気づいたときは町・地域包括支援センターへの通報義務があります。職員以外の人でも、生命や身体に重大な危険がある場合、通報は義務とされます。また、虐待を受けている高齢者本人も届出ができます。

通報後、老人福祉法、介護保険法による監督権限により、業務や適切な運営を確保することなどにより、高齢者の虐待防止や保護を図っていきます。

高齢者虐待の相談窓口
白岡町 高齢福祉課 地域包括支援センター
内線 175

